

新型コロナウイルス感染症の拡大防止への対応について

令和2年4月17日に募集公告した「会津若松市庁舎整備設計業務委託プロポーザル(公募型)募集要項(以下「募集要項」という。)」について、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、以下のとおり対応することとします。

1 入札参加資格名簿への登録期限の延長

参加意向申出書提出受付締切日(令和2年5月15日、以下「参加申出締切日」という。)時点で、会津若松市競争入札参加資格名簿(以下「資格者名簿」という。)において、「建築設計」に登録されていることを参加要件としていますが、新型コロナウイルス感染症対策のため、参加申出締切日までに資格者名簿に登録することができない場合は、その旨を参加申出締切日までに募集要項I.4の事務局メールアドレスに送信してください。

本メールと、2次審査書類の提出受付締切日(令和2年6月18日)までに資格者名簿へ登録することにより、当該条件を満たすこととします。

なお、登録については、以下をご覧ください。

【会津若松市ホームページ】

新規登録に係る書類(工事関係委託業務)提出方法は原則郵送でお願いします(令和2年4月変更)

<https://www.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp/docs/2014120400099/>

2 押印が必要となる書類の提出期限の延長等

押印が必要となる(1)の書類については、押印しないで提出することを可とします。(電子データも含む。)ただし、押印しないで提出した書類については、ヒアリング事項に対する各JVからの回答締切日(令和2年6月30日)までに、押印したものを(2)の宛先及び方法により提出(郵送)してください。

(1) 提出期限を延長できる押印書類

区分		名称	様式
1次審査書類	(1)	参加意向申出書	1
2次審査書類	(1)	企画提案提出書	7
	(4)	業務委託料見積書	任意
	(5)	JV協定書の写し	(雛形)
2次審査関連書類		貸与資料) 電子データ破棄確認書	別途通知

(2) 押印書類を後日提出する場合の宛先等

- ①宛先 〒965-8601 福島県会津若松市東栄町3番46号
会津若松市役所 企画調整課庁舎整備室 行
- ②方法 ・ 特定記録郵便、簡易書留又は一般書留の定型外郵便物
(直接庁舎整備室へ持参した場合、受け付けません。)
・ 封筒記載 別紙1「参加意向申出書提出用封筒の作成方法」参照
(封筒中央部へは「参加意向申出書 在中」又は「参加意向申出書・提案書 在中」と記載してください。)

※1次審査書類(参加意向申出書)は、1次審査で選定されなかった企業も含まれます。